食安発１０１７第１号
平成２５年１０月１７日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
（　公　印　省　略　）

中国向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成２１年１１月１０日付け食安発１１１０第１号　最終改正：平成２５年４月１６日付け食安発０４１６第２号。以下「旧通知」という。）により取扱っているところです。

今般、中国政府との協議の結果、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）を別紙のとおり定めることとしましたので、下記の事項に留意の上、取扱い願います。

記

第１　改正の要旨

中国向け輸出水産食品に関する施設の登録及び衛生証明書の発行について、登録検査機関における手続は廃止し、施設の登録については、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）において実施し、衛生証明書の発行については、都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局（以下「都道府県等衛生部局」という。）又は地方厚生局において実施することとしました。

第２　運用期日

　本要領に基づく取扱いは平成２６年１月１日から実施することとし、平成２５年１２月３１日をもって旧通知は廃止します。

第３　運用に当たっての留意事項

（１）登録施設について

旧通知に基づき既に登録されている施設については、本通知施行後も引き続き本要領に基づく登録施設として取扱うこととします。また、登録番号についても旧通知に基づき付与された番号を使用することとします。

（２）施設登録申請について

平成２５年１２月３１日までに申請を行う者は、旧通知に基づき認定された証明書発行機関（登録検査機関）に申請を行うこととし、平成２６年１月１日以降に申請を行う者は、監視安全課に申請を行うこととします（申請日基準)。

（３）本要領に基づく衛生証明書発行機関の登録手続について

本要領「５．衛生証明書発行機関の登録手続」については、本年中に手続を開始することとし、平成２６年１月１日から衛生証明書の発行を開始する都道府県等衛生部局については、平成２５年１１月１日（金）までに（必着)、本要領の別紙様式４により監視安全課あて登録願います。

（３）衛生証明書発行申請について

平成２５年１２月３１日までに、衛生証明書の発行を希望する輸出者は、旧通知に基づき認定された証明書発行機関（登録検査機関）へ申請を行うこととし、平成２６年1月１日以降に衛生証明書の発行を希望する輸出者は、本要領に基づき登録された衛生証明書発行機関（都道府県等衛生部局等又は地方厚生局）に申請を行うこととします（発行日基準)。

（別紙）

中国向け輸出水産食品の取扱要領

１．目的

本要領は、中国向けに輸出される水産食品について、中国政府から施設の事前登録及び輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。

２．用語の定義

（１）中国向け輸出水産食品：日本から中国（香港、マカオを除く。）に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品をいう。

（２）登録施設：中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設又は加工船であって、本要領に基づき登録された施設又は加工船をいう。

（３）施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人をいう。

（４）輸出者：登録施設の中国向け輸出水産食品を輸出する者をいう。

（５）品質確認者：輸出者が中国向け輸出水産食品の官能検査を実施するために選任した者をいう。

（６）ロット：生産・加工・保管の全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを輸出者が保証できる単位をいう。

（７）監視安全課：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課をいう。

（８）地方厚生局：地方厚生局健康福祉部食品衛生課をいう。

（９）都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局をいう。

（１０）登録検査機関：食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第４条第９項に規定する登録検査機関をいう。

３．施設の登録に係る手続

（１）登録申請

中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設及び加工船（以下「施設等」という。）の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、

３．（２）の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式１により監視安全課長あてに登録の申請をすること。

【申請先】〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係あて

（２）施設等の登録要件の審査

監視安全課は、登録申請を受理した後、許可証の写し等を確認し、以下のいずれかの要件に適合するかの審査を行う。

ア．法第５２条に基づく営業許可を有する施設であること。

イ．条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ．法第３０条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均９０点以上）であること。

（３）施設等の登録

監視安全課は、審査を行い要件を満たしていることが確認された施設等について、登録番号を付与する。

なお、登録番号の上２桁は CN、３桁目以降に 000001 から番号を付すこと。（例：CN000001）

また、当該施設等が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合には CS（Cold storage facilities）を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合には FV（Factory vessel）を末尾に付すこと（例：CN000001CS）。保管施設及び加工船以外の施設については末尾にアルファベットは付さない。

（４）登録施設の承認

監視安全課は、施設等の登録番号を付与した後、中国政府に当該施設等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

（５）登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、３．（１）の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式２により監視安全課長あてに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新すること。

（６）登録の廃止申請

施設登録者は、登録施設の廃止をしようとする場合は、別紙様式３により監視安全課長あてに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

（７）登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び３．（２）に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

（８）登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア．登録施設が３．（２）の要件に合致しなくなったことが判明した場合。
イ．施設登録者又は関係者が、本要領に基づく手続等において不正を行ったことが判明した場合。
ウ．その他相当の理由があると認められる場合。

なお、監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告する。

４．衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。(※)

※　登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局において発行は行わない。

５．衛生証明書発行機関の登録手続

（１）都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語)、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式４により、監視安全課長あてに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき１つとする。

（２）都道府県等衛生部局は登録事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式５により、監視安全課長あてに登録事項の変更を申請すること。

（３）監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

６．衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

（１）衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式６により監視安全課水産安全係あて、前年の１１月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

（２）輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数を別紙様式７により衛生証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住

所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

７．衛生証明書の発行手続

（１）衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する登録施設を所管する衛生証明書発行機関あてに、別紙様式８－１、別紙様式９－１（Country of Production 及び I. について記入したもの）及び別紙様式９－２（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を、輸出日から起算して衛生証明書発行機関の５開庁日前（生鮮品にあっては３開庁日前。）までを目途に提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添１に示す事項に留意すること。

ア．インボイスの写し。

イ．パッキング・リストの写し。

ウ．船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB)の写し。

エ．同一の登録施設で加工等された同一製品について、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から１年以内の試験成績書の写し。

オ．申請された輸出予定製品について、別添２に示す運用に基づき品質確認者が実施した官能検査実施報告書（別紙様式１０）。

なお、ア～ウについては、別紙様式８－１（１．製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関あてに別紙様式８－２により届け出ること。

（２）衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

ア．輸出予定製品は登録施設において最終加工（未加工品にあっては最終保管）されたものであること。

イ．品質確認者が実施した官能検査実施報告書（別紙様式１０）の内容

が、別添３に掲げる官能検査基準を満たしていること。

ウ．登録検査機関の試験成績書の結果が別添３に掲げる検査基準を満たしていること。

エ．関税法（昭和２９年法律第６１号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

オ．別紙様式８－１（１．製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

（３）衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、７．（２）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添１に示す事項に留意し、別紙様式９－１の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを３年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式１１により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

（４）衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

ア．提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ．過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。

ウ．中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合。(※)

※　原因究明及び改善措置が講じられたと判断される場合は発行の停止を解除する。

エ．その他相当の理由があると認められる場合。

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとともに、

厚生労働省のホームページ上で公表することができる。

（５）衛生証明書発行実績の報告

衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等について、監視安全課が別途定める様式により、新年度の４月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

８．その他

（１）申請の審査に係る調査

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、本要領に基づく申請の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、衛生証明書発行機関は、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

（２）施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（３）海外からの申請について

海外に在住する者が、本要領の３又は７に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（監視安全課、地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出し、当該代理人が申請を行うこと。

（４）魚病に係る問題の対応について

輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局等の指示に従うこと。

（別添１）

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

１．衛生証明書発行申請書（別紙様式８－１）について

（１）記載事項については、基本的に日本語・英語併記とすること。

（２）製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、「未加工品」及び「簡易な加工品」の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に***を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「未加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設の所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

- 生産分類（養殖/天然）が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。
- 生産分類（養殖/天然）は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。
- 捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に***を記載すること。
- 養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□ブランクとし、項目欄には***を記載すること。
- 加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。
- 捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添４「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成１５年６月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、生鮮品の場合は「冷蔵（未加工）Refrigerated（Non-processed）」、冷凍品の場合は「冷凍（未加工）Frozen（Non-processed）」と記載すること。

「⑧コンテナ番号」については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状

態で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑨封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までに判明しない場合、空欄の状態で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑭生産年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「○月○日から○月○日まで」でも差し支えないこと。なお、未加工の生鮮品については「捕獲年月日」を、未加工の冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑮出発地」及び「⑯到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

２．衛生証明書（別紙様式９－１）について

（１）輸出者が実施すべき事項

・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式９－１（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。
・ 衛生証明書は両面印刷の１枚とし、表面は「⑦ Methods of Transportation」まで、裏面は「⑧ Container Number」から始まるよう印刷すること。
・ 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。
・ 「Country of production」については、国内で漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japan と記載すること。外国から国内へ輸入された水産食品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程なし。）には、当該水産食品の原産国名を英語で記載すること。
・ 「④ Product Classification（生産分類）」については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□ブランクとし、項目欄には***を記載すること。
・ 「⑤ Methods of Manufacture or Processing（加工方法）」については、未加工品の場合、生鮮品は「Refrigerated（Non-processed）」、冷凍品は「Frozen（Non-processed）」と記載すること。

（２）衛生証明書発行機関が実施すべき事項

・ 「Reference No」については、発行番号を記載すること。なお、発行番号については、衛生証明書発行機関ごとに以下のとおり管理を行うこと。

都道府県等衛生部局の発行番号：

上２桁は CN、次の４桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が２桁の場合は、続けて 00 を付すこと。例：北海道 0100）、次の１桁はハイフン、次の２桁は西暦の下２桁（年度）、１０桁目以降に 0001 から番号を付すこと。（例：北海道 CN0100-130001、那覇市保健所 CN4731-130001）

地方厚生局の発行番号：

上２桁は CN、次の４桁は北海道厚生局は 9991、東北厚生局は 9992、関東信越厚生局は 9993、東海北陸厚生局は 9994、近畿厚生局は 9995、中国四国厚生局は 9996、九州厚生局は 9997、次の１桁はハイフン、次の２桁は西暦の下２桁（年度）、１０桁目以降に 0001 から番号を付すこと。（例：CN9991-130001）

・ 「Certificate-issuing agency」については、衛生証明書発行機関名を記載すること。

・ 「Place of Issue」については、衛生証明書発行機関が所在する都道府県名を記載すること。（例：HOKKAIDO、NAGASAKI 等）

・ 「Date of Issue」については、発行年月日を記載すること。（例 1st January, 2000）

・ コンテナ番号等及び封印番号が申請時に不明であった場合は、その後申請者から提出された別紙様式８－２に基づきこれらの番号を追記すること。

３．別紙様式９－２の記載について

以下（１）から（３）の貨物を一括して輸出する場合は、１枚の衛生証明書（別紙様式９－１）に別紙様式９－２（所定用紙に印刷。）を添付し対応できるものとする。

（１）魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの。）
（２）形態の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの。）
（３）同一の登録施設及び同一の加工方法である加工品（原材料が異なるものも含む。）

なお、一括して輸出する貨物は別紙様式８－１における申請内容の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑮⑯が同一であること。また、別紙様式９－２において記載する①②④⑫⑬⑭については、別紙様式９－１の記載欄には、「As per attached sheet」と記載すること。別紙様式９－２の行数及び行幅は変更可能とする。

また、衛生証明書発行機関は、「Reference No」については、別紙様式９－１で記載した番号と同じ番号を記載すること。

（別添２）

中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

１．品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、輸出される水産食品の品質を確認できる経験や知識を有する者）を選任すること。

２．官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添３に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式１０に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された別紙様式１０を、衛生証明書発行機関に提出するとともに、写しを３年間保管すること。

また、衛生証明書発行機関は提出された別紙様式１０を３年間保管すること。

３．その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添３に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

（１）衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。

（２）申請内容と荷口が適合していること。

４．官能検査の検証

輸出者は、１年間に１回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添３に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検査方法の妥当性について検証すること。

（別添３）

中国向け輸出水産食品の検査手順

１．検査実施者

輸出者が選任を行った品質確認者

２．サンプリング

申請品目毎に１ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記３について、１ロットの梱包数（N)に応じて、以下に示す開梱数（n)を目安とする。

１ロットの梱包数（N)	開梱数(n)
N≦150	3
150＜N≦1200	5
N＞1200	8

※１ロットの梱包数が３に満たない場合は開梱数（n)は１とする。

３．官能検査基準

（１）水産物（未加工品、簡易な加工品）

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。 包装され、破損がないこと。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。

（２）水産物（加工品）

項目	判定基準
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。 包装され、破損がないこと。
におい	固有のにおいであり、異臭がないこと。
組織	製品固有の性状を有すること。

４．検査基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">水産物の種類</th><th colspan="5">検査項目</th></tr>
<tr><th>官能検査</th><th>カドミウム
(mg/kg)</th><th>ヒ素
(無機ヒ素)
(mg/kg)</th><th colspan="2">ヒスタミン
(mg/100g)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生鮮品
冷凍品</td><td>魚類</td><td rowspan="2">官能検査判定基準による異常がないこと</td><td>≦0.1</td><td>≦0.1</td><td>サバ
≦100</td><td>その他の魚類
≦30</td></tr>
<tr><td>その他の動物性水産物</td><td>－</td><td>≦0.5</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>乾燥製品</td><td>貝類およびエビ・カニ類</td><td>官能検査判定基準による異常がないこと</td><td>－</td><td>≦1.0</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">すり身製品</td><td>魚すり身製品</td><td rowspan="2">官能検査判定基準による異常がないこと</td><td>≦0.1</td><td>≦0.1</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>エビすり身製品</td><td>－</td><td>≦0.5</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">藻類（乾燥重量として）</td><td>官能検査判定基準による異常がないこと</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の水産食品</td><td>官能検査判定基準による異常がないこと</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

※　二枚貝（未加工品及び簡易な加工品に限る。）については麻痺性貝毒(＜4MU/g)及び下痢性貝毒(＜0.05MU/g)の検査をおこなうこと。

（別添４）

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

平成１５年６月

水産物表示検討会

目　　　　　次

１．趣旨　・・・・・・・1

２．ガイドラインの位置付け　・・・・・・・1

３．生鮮魚介類の生産水域名の記載方法扱い　・・・・・・・1

４．実施方法　・・・・・・・2

別紙１：我が国周辺の水域名　・・・・・・・4
別紙２：世界の水域名　・・・・・・・6
別紙３：広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例　・・・・・・・8
別紙４：国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の
水域名の記載例　・・・・・１０

平成１５年６月
水 産 物 表 示 検 討 会

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

１　趣旨

（１）現行の生鮮食品品質表示基準では、国産生鮮魚介類の原産地は生産水域名（又は養殖地名）を記載することが原則となっており、水域名の記載が困難な場合は、例外として水域名に代えて水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっている。

（２）消費者は、食品の安全性や品質の重視から、購入する魚介類がどこの水域で漁獲されたものかという生産水域に関する情報を求めるようになっている。しかし、実際には、生産・流通・販売の各段階において生産水域に関する情報伝達が不十分、水域名をどのように記載すればよいかが必ずしも明確でない、水揚げ港地の記載が最も容易等の事情から、大半の品目で水揚げ港の属する都道府県名が表示されているため、消費者のニーズに十分対応できていないほか、同一水域で漁獲されても水揚げ地によって都道府県名の表示が異なったり、都道府県名が水揚げ港地を示すのか又はその沖合などの生産水域を示すのか、わかりにくいといった指摘がなされている。

（３）このため、生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドラインを策定し、これを指針として、現行の水産物の原産地表示の基準に基づく生産水域名の表示を推進する。

２　ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、生鮮食品品質表示基準第４条に基づき、生鮮魚介類の生産水域名の表示を行う上での指針であり、この指針に沿って生産・流通・小売の各段階において生産水域名の記録・伝達・表示を行うものとする。

また、今後の運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じその内容の見直しを行うとともに、生産・流通・小売の各段階における生産水域名の記録・伝達・表示の適正な実施が確保された段階で品質表示基準の見直しを検討する。

３　生鮮魚介類の生産水域名の記載方法

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

（１）我が国周辺の水域名（別紙１）

①　一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名

（例）千葉県沖、銚子沖、北陸沖、山陰沖等
② 一般に知られている個別水域の名称
（例）陸奥湾、富山湾、紀伊水道、玄界灘、琵琶湖、石狩川等
③ 我が国漁獲統計海区に準じた水域名

（２）世界の水域名（別紙２）
① 「ＦＡＯ漁獲統計海区」（FAO Fishing Area）の水域名
② 国名＋沖（水域、近海）の水域を表す名称（当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。）
（例）ニュージーランド沖、ペルー沖等
③ 一般に知られている個別水域名
（例）地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

（３）留意事項
① 広域な漁場で操業する漁業種類の水域名（別紙３）
広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せずに一括して船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表し、かつＦＡＯ漁獲統計海区や我が国漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。
（例）日本海、インド洋、北太平洋等
② 国際的な漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名（別紙４）
国際漁業管理機関による漁獲証明制度が導入されている魚種（メロ、冷凍めばちまぐろ、冷凍みなみまぐろ、冷凍くろまぐろ）については、それらの漁獲証明制度の水域区分に準じた水域名を記載することができる。
（例）冷凍くろまぐろ(ICCAT)→太平洋、インド洋、地中海、大西洋等

４ 実施方法

（１）生鮮食品品質表示基準第４条に基づき、
① 国産水産物については、生産水域名を表示する際は本ガイドラインに沿って生産水域名を表示する。（この際、生産水域名に水揚げ港名又は水揚げ 港が属する都道府県名を併記することができる。）
② 輸入水産物については、原産国名（義務）の記載とあわせ、本ガイドラインに沿った生産水域名の併記（任意）を推進する。

（２）生産者、卸売・仲買業者等の小売販売業者以外の販売業者は、生産水域名を外箱等の包装容器、送り状、伝票等の書類に記載し、販売先に伝達するものとする。

（３）小売販売業者は、生産水域名を包装容器や商品に近接した掲示等により

表示するとともに、売り場に生産水域を示す図を掲示する等消費者にわかりやすい表示に努めるものとする。

（別紙１）

我が国周辺の水域名

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

1　一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名
例：青森県沖、香川県沖、大分県沖、銚子沖、下田沖、明石沖、北陸沖、三陸沖、東北沖太平洋、山陰沖、四国沖等

2　一般に知られている個別水域の名称
（１）海洋
例：陸奥湾、富山湾、伊勢湾、相模湾、有明海、八代海、紀伊水道、豊後水道、周防灘、遠州灘、熊野灘、玄界灘、津軽海峡、対馬海峡等

（２）内水面（湖沼、河川等）
例：琵琶湖、浜名湖、サロマ湖、猪苗代湖、宍道湖、石狩川、利根川、信濃川、大井川、紀ノ川、吉野川、筑後川等

3　我が国漁獲統計海区に準じた水域名（別紙）

海区番号	水域名
1	北海道沖 （北海道沖太平洋） （北海道沖日本海） （オホーツク海）
2	日本太平洋北部
3	日本太平洋中部
4	日本太平洋南部
5	日本海北部
6	日本海西部
7	東シナ海
8	瀬戸内海

（注）広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せずに一括して船上保管し水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。（例：日本海、北日本太平洋等）

漁獲統計海区に準じた水域名

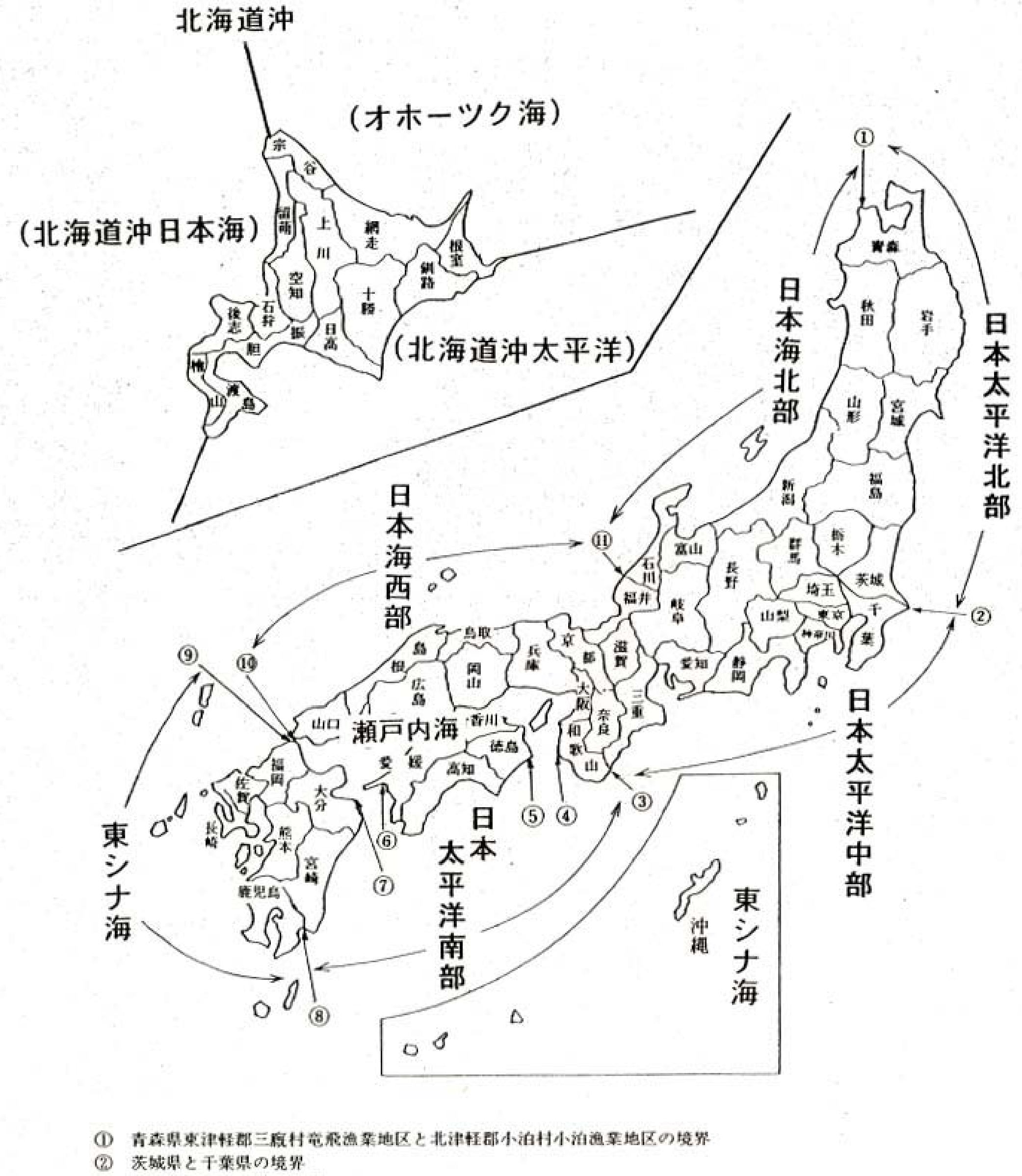

① 青森県東津軽郡三廐村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
② 茨城県と千葉県の境界
③ 三重県と和歌山県の境界
④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
⑦ 大分県北海部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
⑪ 石川県と福井県の境界

（別紙２）

世界の水域名

各々の漁獲実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

１．ＦＡＯ漁獲統計海区（ＦＡＯ　Ｆｉｓｈｉｎｇ　Ａｒｅａ）の水域名

海区番号	海区名（英名）	水域名（和訳名）
１８	Arctic　Sea	北極海
２１	Atlantic, Northwest	北西大西洋
２７	Atlantic, Northeast	北東大西洋
２７．３	Baltic Sea	バルト海
３１	Atlantic, Western Central	中西大西洋
３４	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
３７	Mediterranean	地中海
３７．４	Black Sea	黒海
４１	Atlantic, Southwest	南西大西洋
４７	Atlantic, Southeast	南東大西洋
５１	Indian Ocean, Western	西インド洋
５７	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
６１	Pacific, Northwest	北西太平洋
６７	Pacific, Northeast	北東太平洋
７１	Pacific, Western Central	中西太平洋
７７	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
８１	Pacific, Southwest	南西太平洋
８７	Pacific, Southeast	南東太平洋
４８ ５８ ８８	Atlantic, Antarctic Indian Ocean, Antarctic Pacific, Antarctic	南極洋

（注）広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域毎に区分せずに船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表すＦＡＯ漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。（例：北太平洋、インド洋、大西洋等）

２．国名＋沖（水域、近海）の水域を表す名称（当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。）

（例）ニュージーランド沖、ペルー沖等

３．一般に知られている個別水域名

（例）地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

世 界 の 漁 獲 水 域 図

(FAO漁獲統計海区)

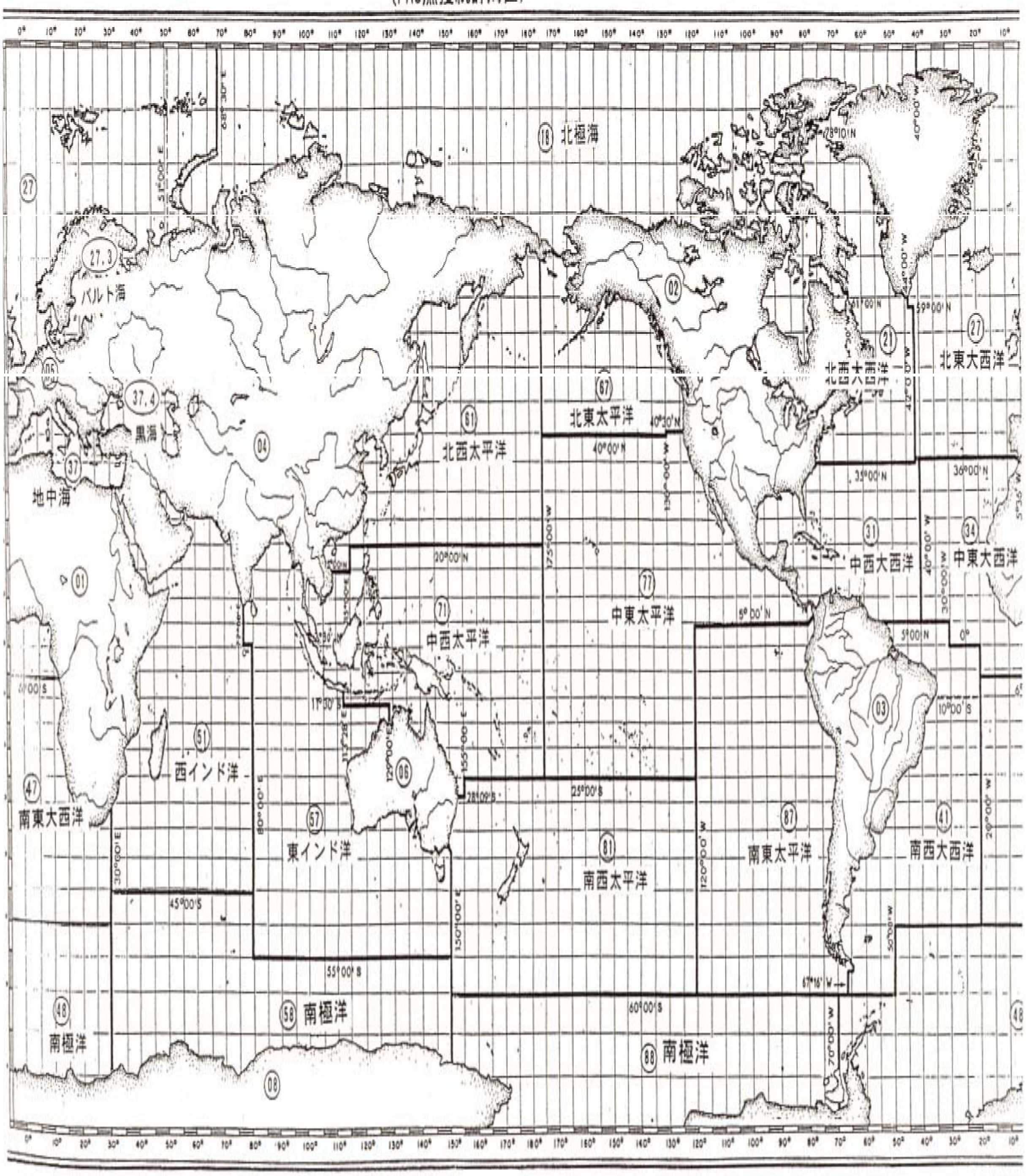

（別紙３）

広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その１）

漁 業 種 類	対 象 魚 種	主な操業水域	水域名の記載例
大中型いか釣り漁業（大臣許可）	いか類	・太平洋北部～北海道沖太平洋 ・日本海北部～北海道沖日本海 ・北海道沖日本海～北海道沖太平洋 ・日本海北部～太平洋北部 ・ＦＡＯ統計海区６１，６７，７７ ・ニュージーランド沖 ・ペルー沖 ・アルゼンチン沖	・三陸・北海道沖､北日本太平洋､太平洋北部・北海道沖 ・日本海、北日本日本海、日本海北部・北海道沖 ・北海道沖 ・北日本近海、日本海・三陸北海道沖 ・北太平洋、太平洋 ・ニュージーランド沖 ・ペルー沖 ・アルゼンチン沖
かじき流し網漁業（大臣届出）	かじき類	・太平洋北部～北海道沖太平洋	・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖
さけ・ます漁業（大臣許可）	さけ・ます類	・能登～稚内沖日本海 ・北海道沖太平洋 ・ロシア２００海里内２海区(太平洋)、２ａ海区（オホーツク海）	・北日本日本海、日本海、日本海北部・北海道沖 ・北海道沖、北海道沖太平洋 ・ロシア水域 （注）日露民間協定に基づき操業水域別に魚倉で区分して出荷

（注）これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その２）

漁 業 種 類	対 象 魚 種	主 な 操 業 水 域	水域名の記載例
大中型まき網漁業（大臣許可）	いわし・あじ・さば・かつお・まぐろ類	・北海道・東北沖太平洋、道東、八戸沖、金華山沖、仙台湾	・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖
		・鹿島灘、銚子沖、	・千葉・茨城沖
		・伊豆七島周辺、駿河湾、熊野灘	・太平洋中部
		・豊後水道、日向灘	・豊後水道周辺
		・種子島・屋久島周辺	・鹿児島県沖
		・天草灘、五島西沖、尖閣諸島周辺、東海、済州島沖、対馬沖（西側）	・東シナ海
		・対馬沖（東側）、見島沖、隠岐周辺、若狭湾、能登半島周辺	・日本海西部
		・秋田～新潟沖	・日本海北部
海外まき網漁業	かつお・まぐろ類	・中西太平洋～北西太平洋 ・インド洋全域	・太平洋 ・インド洋
遠洋まぐろ漁業（大臣許可）	まぐろ類	・太平洋（FAO 統計海区６１、６７、７１、７７、８１、８７） ・インド洋（FAO 統計海区５１，５７，８７） ・地中海（FAO 統計海区３７） ・大西洋（FAO 統計海区２１、２７、３１、３４、４１、４７、４８）	・太平洋 ・インド洋 ・地中海 ・大西洋 （注）冷凍まぐろは船上で魚体の尾鰭に水域別・時期別の色リボンを付け区分して出荷

（注）これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

（別紙４）

国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名の記載例

対象魚種	証明制度管理機関	証明制度の水域区分	水域名の記載例
メロ	ＣＣＡＭＬＲ（南極海洋生物資源保存委員会）	・ＦＡＯ統計海区又はＣＣＡＭ　ＬＲ統計海区 ※　めろ漁獲証明書	・ＦＡＯ漁獲統計海区の水域名を記載
冷凍めばちまぐろ	ＩＯＴＣ（インド洋まぐろ類委員会）	・大西洋、太平洋、インド洋の３区分 ※　めばちまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載
冷凍みなみまぐろ	ＣＣＳＢＴ（みなみまぐろ保存委員会）	・１～１３のＣＣＳＢＴ漁獲水域番号 ※　みなみまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載 ・なお、以下のより詳細な水域名を記載することもできる。 ①ＣＣＳＢＴ１，２，８海区 →　南インド洋 ②ＣＣＳＢＴ３，４，５，６，７海区 →シドニー・タスマン沖 ①ＣＣＳＢＴ９，１０海区 →　ケープ沖 ※ＣＣＳＢＴ１１，１２，１３海区は漁獲実績がほとんどない。
冷凍くろまぐろ	ＩＣＣＡＴ（大西洋まぐろ類保存国際委員会）	・ＩＣＣＡＴ漁獲水域（東大西洋、西大西洋、地中海、太平洋） ※　くろまぐろ統計証明書	・遠洋マグロ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、地中海、大西洋と記載

（注）これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

（別紙様式１）

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局
　食品安全部監視安全課長　殿

申請者
住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　印
電話番号
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出水産食品施設登録申請書

　標記について、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
　なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

１．施設等の名称及び所在地（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）
　（日本語）
　（英　語）

２．施設等の情報

	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設等		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設等		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		

※　　登録申請施設が該当するものに○を付けること。
※※　登録番号等を記載し、許可証等の写しを添付すること。

３．養殖魚等の取扱の有無

	取扱の有無 ※※※
養殖魚（二枚貝を除く）	
二枚貝	

※※※　輸出品目として取扱いがあれば○、なければ（－）を付けること。

（別紙様式２）

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出水産食品施設登録事項の変更申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。

なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

１．登録番号

２．登録施設の名称及び所在地

３．変更事項

（日本語）

（英　語）

（別紙様式３）

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出水産食品施設の登録廃止申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記登録施設の登録廃止の申請をします。

記

１．登録番号

２．登録施設の名称及び所在地

３．廃止申請理由

（別紙様式４）

番　　　　号

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局

　食品安全部監視安全課長　殿

都道府県、保健所設置市及び特別区　衛生主管部（局）長

中国向け輸出水産食品衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を申請します。

記

衛生証明書発行機関名称（Name of authority）： ※名称は都道府県、市、区の名称又は保健所の名称とすること。また、 保健所の場合は「○○保健所」、「○○ Health Center」とすること。
（日本語） （英　語）
衛生証明書発行機関所在地（Address of authority）： ※※記載例：東京都千代田区霞が関 1-2-2 1-2-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
（日本語） （英　語）

印章（Stamp）※※※

※※※印章については、都道府県等衛生部局長の印または所属印等の公印とすること。

（別紙様式５）

番　　　　　号

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局

　食品安全部監視安全課長　殿

都道府県、保健所設置市及び特別区　衛生主管部（局）長

中国向け輸出水産食品衛生証明書発行機関の登録事項変更申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり登録事項について変更を申請します。

記

変更事項

（日本語）

（英　語）

（別紙様式６）

事　務　連　絡

年　　月　　日

厚生労働省医薬食品局

　食品安全部監視安全課水産安全係　御中

衛生証明書発行機関

中国向け輸出水産食品衛生証明書の所定用紙の配布について（依頼）

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり所定用紙の配布を依頼します。

記

衛生証明書の希望配布枚数：

（別紙様式７）

年　　月　　日

各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部(局)長／○○厚生局長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出水産食品衛生証明書の所定用紙の配布について（依頼）

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり所定用紙の配布を依頼します。

なお、当該希望配布枚数は、過去の輸出実績及び今後の予定等を勘案し、実際に必要と考えられる枚数であることを申し添えます。

記

衛生証明書の希望配布枚数：

（別紙様式８－１）

年　　月　　日

<table><tr><td rowspan="3">各</td><td>都　道　府　県</td><td rowspan="3">衛生主管部(局)長／○○厚生局長　殿</td></tr><tr><td>保健所設置市</td></tr><tr><td>特　　別　　区</td></tr></table>

申請者
住所
氏名　　　　　　　　　　　　　印
電話番号
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

１．製品の詳細
① 品名
② 学名
③ 産地
④ 生産分類
□養殖　養殖区域
□天然　捕獲区域、漁船名及び漁船番号
⑤ 加工方法
⑥ 登録施設名（登録番号）及び住所
⑦ 輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）
⑧ コンテナ番号
⑨ 封印番号（コンテナ等の封印番号）
⑩ 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所
⑪ 輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所
⑫ 数量
⑬ ネットウェイト（kg）
⑭ 生産年月日
⑮ 出発地
⑯ 到着地

２．誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記１の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和２９年法律第６１号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）衛生証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。

① 関連法規に従い、衛生条件が整備されている登録施設由来の水産食品であること。

② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。

③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

（６）中国向け輸出水産食品の取扱要領に定められた検査基準を満たしていること。

（申請書の記載に関する注意事項）

１．記入は日本語、英語併記によること。

２．申請時にコンテナ番号及び封印番号が不明である場合には衛生証明書発行日までに別途届出を行うこと。

（別紙様式８－２）

年　　月　　日

各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部(局)長／○○厚生局長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添（別紙様式８－１の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

１．コンテナ番号

２．封印番号

Ministry of Health, Labour and Welfare

日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书
HEALTH CERTIFICATE

For fish and fishery products intended for export from Japan
to The People's Republic of China

Reference No：

Country of dispatch（发送国） ： JAPAN（日本）
Country of production（生产国） ：
Competent authority（主管当局） ： Ministry of Health, Labour and Welfare （厚生劳动省）
Certificate-issuing agency（出证部门（号及名称））：

Destination（目的地） ： P. R. CHINA（中华人民共和国）

Ⅰ. Details identifying the fish and fishery products

① Name of Goods（商品名称） ：

② Scientific Name（学名） ：

③ Producing District（产地） ：

④ Product Classification （生产分类）

☐ Aquaculture （养殖）
Aquaculture Area （养殖区域） ：

☐ Wild Caught （野生捕捞）
Capturing Area （捕捞区域） ：

Name of Catch Vessel and Number （捕获渔船名及渔船号码） ：

⑤ Methods of Manufacture or Processing（加工方式）*1 ：

⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number （生产加工企业名称、地址及注册号） ：

⑦ Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, etc. （注明运输工具（船名、航班号等）） ：

⑧ Container Number （集装箱号） :

⑨ Seal Number（封识号） :

⑩ Name and Address of Shipper（发货人名称及地址） :

⑪ Name and Address of Buyer（收货人名称及地址） :

⑫ Number of packages（包装数量） :

⑬ Net Weight（净重） :

⑭ Date of Production（生产日期） :

⑮ Place of Dispatch（出发地） :

⑯ Place of Destination（到达地） :

Ⅱ. This is to certify that:
兹证明：

1． The above fishery products came from the establishment approved by competent authority.
上述产品来自主管当局注册的企业。

2． The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输，并置于主管当局监督之下。

3． The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.
该产品经主管当局检验检疫，未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。

4． The products meet veterinary sanitary requirements and fit for human consumption.
该产品符合兽医卫生要求，适合人类食用。

Place of Issue :
签发地点

Official Stamp
官方印章

Date of Issue :
签发日期

Signature of Official Inspector
官方检验员签字

注释

＊1冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等。/Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.

＊2.此证书内容不适用部分以***填充。/If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with ***.

Reference No：

Name of Goods （商品名称）	Scientific Name （学名）	Quantity （数量）	Net Weight （净重）	Product Classification （生产分类）		Name of Catch Vessel and Number （捕获渔船名及渔船号码）	Date of Production （生产日期）
					※		
Total （合计）							

Official Stamp
官方印章

Product Classification Legend：

※

Aq	Aquaculture（养殖）	:	Aquaculture Area（养殖区域）
W	Wild（天然）	:	Capturing Area（捕捞区域）

（別紙様式１０）

年　　月　　日

各 都道府県／保健所設置市／特別区 衛生主管部(局)長／〇〇厚生局長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書

中国向け輸出水産食品の輸出に当たり、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）の別添２に基づき、下記のとおり官能検査を適切に実施し、品質に問題がないことを確認したので報告いたします。

記

１．輸出水産物の品名

２．登録施設名及び登録番号

３．輸出予定年月日

４．品質確認者氏名

５．官能検査実施日

6．官能検査確認内容

（１）水産物（未加工品、簡易な加工品）

項目	判定基準	品質確認者署名※
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面には寄生虫が付いていない（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。 包装され、破損がない。	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。	
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

（２）水産物（加工品）

項目	判定基準	品質確認者署名※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものである。包装され、破損がない。	
におい	固有のにおいであり、異臭がない。	
組織	製品固有の性状を有する。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※（１）（２）の該当しない品目には、品質確認者署名欄に（―）を記載すること。

（別紙様式１１）

年　　月　　日

都　道　府　県
各　保健所設置市　　衛生主管部(局)長／○○厚生局長　殿
特　　別　　区

申請者
住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
電話番号
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請の取消願

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記の製品について衛生証明書発行申請の取消しをお願いします。

記

製品の詳細

① 品名
② 学名
③ 産地
④ 生産分類
　□養殖　養殖区域
　□天然　捕獲区域、漁船名及び漁船番号
⑤ 加工方法
⑥ 登録施設名（登録番号）及び住所
⑦ 輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）
⑧ コンテナ番号
⑨ 封印番号（コンテナ等の封印番号）
⑩ 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所
⑪ 輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所
⑫ 数量
⑬ ネットウェイト（kg）
⑭ 生産年月日
⑮ 出発地
⑯ 到着地